令和２年３月２３日

文化・スポーツ振興課作成

**宇佐市総合体育館に係る使用時間の臨時変更について**

宇佐市スポーツ施設条例施行規則第２条の規定する宇佐市総合体育館（以下、「総合体育館」という。）の使用時間について、臨時に変更する必要があると認められる具体的な事例など、必要な事項を管理基準として定めるものとする。

（臨時に変更できる事例）

１、総合体育館の使用について、次のいずれかに該当するときは、臨時に時間を変更できるものとする。

（１）大会や大規模イベントを臨時的に開催するため、準備や片付に時間を要するとき。

（２）その他、市長が特に必要と認めるとき。※別途決裁要

（臨時に変更できる時間）

２、臨時に変更できる時間は、原則として使用時間の前後１時間（午前８時から午前９時まで、又は午後１０時から午後１１時まで）とする。

（使用時間変更承諾願い）

３、上記１（１）に基づき、総合体育館の使用時間を変更しようとする者は、総合体育館管理者に次の書類を提出し、その承諾を得なければならない。

（１）総合体育館の使用時間変更承諾願い（様式１）

（承諾基準）

４、総合体育館管理者は、上記３（１）の承諾願いがあったときは、必要事項を審査のうえ、管理上支障がないと認められる場合は、承諾するものとする。

（変更使用料）

５、総合体育館の使用時間を変更する者は、宇佐市スポーツ施設使用料条例及び同施行規則に基づく変更分の使用料を納付しなければならない。

（疑義等）

６、本件について疑義が生じた場合等は、施設所管課に協議を行い、決定するものとする。

施行期日

・この管理基準は、令和２年４月１日から施行する。

（様式１）

年　　月　　日

総合体育館管理者　あて

【申請者】

住　　　所

商号又は名称

代表者氏名

電　　　話

**総合体育館の使用時間変更承諾願い**

宇佐市総合体育館の使用時間について、下記のとおり臨時に変更したいので、承諾くださるようお願いします。

記

使用区分：　全面　、　半面　、　１／４面　　※いずれかに○を

大会等名称：

使用目的：

変更理由：

変更日時：　　　　年　　　月　　　日（　　曜日）

　　　　　（自）　　時　　分　　　から　　　（至）　　時　　分まで　　　時間　　分

　　　　　　※通常の使用時間帯を除く時間を記入すること

添付書類

・大会又はイベントの内容が分かる書類（開催要項等）

・その他必要書類

【管理者記入欄】

・上記の時間変更について、　承諾します。　・　承諾しません（理由：　　　　　　　）。